

道路交通法施行令の一部を改正する政令要綱

- 一 自動車等が特定小型原動機付自転車等の右側を通過する場合の当該自動車等の義務に違反する行為に係る点数及び反則金の額を定める。（別表第二及び別表第六関係）
- 二 自転車等の運転者による反則行為の種別及び当該反則行為に係る反則金の額を定める。（別表第六関係）
- 三 その他所要の規定を整備する。
- 四 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十四号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行することとする。（附則関係）